



議会だより

第七号

平成6年5月10日

発行／岡垣町議会 編集／議会広報委員会

〒811-42福岡県遠賀郡岡垣町大字野間697-1 TEL (093)282-1211 FAX (093)283-3027



日本の食糧のために

糠塚・黒山地区コシヒカリ田植風景

もくじ

定例会と臨時会の概要	2～4
一般質問	5～8
委員会だより	8～9
シリーズほか	10

平成6年第一回定例会

平成6年第一回定例会は、3月7日から25日まで開催されました。

町長からは、平成6年度の一般会計予算など二十五議案の提案と三件の報告が、議員からは、請願・陳情にともなう意見書など六議案が提案され、可決二十五件、決定三件という結果になりました。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

町の附属機関として、イメージづくり委員会と吉田滋青少年健全育成基金事業審査委員会が新たに設置されました。

(可決)

職員定数条例の一部を改正する条例 (可決)

4月から水道業務の体制充実のために職員が一人増員となりました。

職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例 (可決)

職員の失職に関する例外規定が一部改正されました。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (可決)

国際交流員として外国青年を雇用するための条例改正です。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (可決)

職員の時間外勤務における手当の支給についての条例改正です。

ふるさと・水と土保全対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について (可決)

国土や自然景観を土地改良施設で保全するための住民活動を支援するための基金の設置です。

企業誘致条例の制定について (可決)

「まちづくり」のための優良企業の誘致や地場産業の活性化を狙っています。体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (可決)

利用者の要望に応え、武道館トレーニング室の利用回数券が発行されます。自動券売機で発売し、11枚綴り二千円です。

平成5年度一般会計補正予算(第6号) (可決)

平成5年度の最終段階の補正です。今回は、歳入歳出ともに九千六十七万円を減額し、予算総額は、六十九億三百八十四万円となりました。

平成5年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) (可決)

療養給付費交付金などの歳入増、保険給付費などの歳出増により、歳入歳出ともに一千六百二十二万円の増額となり、予算総額は十八億九千六百九十九万円となりました。

平成5年度老人保健事業特別会計補正予算(第3号) (可決)

支払基金交付金や国庫支出金による歳入増、医療給付費などの歳出増により、歳入歳出ともに一千二十二万円の増額となり、予算総額は二十四億二千七百七十四万円となりました。

平成5年度公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) (可決)

第三次景気浮揚対策による事業費の追加などで、歳入歳出ともに三億三千万円の増額となり、予算総額は十九億七千七百四十四万円となりました。

平成5年度水道事業会計補正予算(第4号) (可決)

使用料の減収などで収益的収入を二千二十二万円減額、修繕費の増加などで収益的支出を四十九万円増額、資本的収入は五百七十万円が減額されました。



新設の利用券自動販売機です



平成6年度一般会計予算

(賛成多数可決)

本年度の町の事業全体を表したものです。不況で
税収確保が厳しい中、前
年度を八・五パーセント
上回る六十八億五千万円
が計上されました。住民
票などの自動交付システ
ムの導入や「おかがき福
祉の里」の基本設計など
「ひとつづくり、まちづく
り」を進めるための事業
に重点が置かれた予算と
なっています。

平成6年度国民健康保険事業特別会計予算

(賛成多数可決)

本年度の国民健康保険事業全体を表したもので
す。増大する医療需要に
よる支出の増加に対応す
るため、大幅な税率改正
による税収増を前提とし
て、前年度を一二パーセ
ント上回る二十億七千七
百九十四万円が計上され
ました。なお、税率改正
は、第二回定例会(6月)
で審議される予定です。

平成6年度老人保健事業特別会計予算(賛成多数可決)

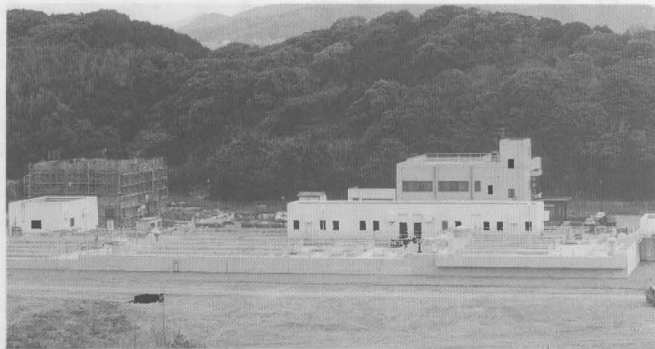
国民健康保険と同様な理
由から、前年度を九パー
セント上回る二十六億一
千七百十五万円が計上さ
れました。

平成6年度住宅新築資金等貸付事業特別会計予算(可決)

本年度の住宅新築資金等
貸付事業全体を表したも
のです。総額四百四十四
万円が計上されました。

平成6年度公共下水道事業特別会計予算(賛成多数可決)

本年度の下水道
事業会計は、十
三億九千八百七
十九万円が計上
されました。新
たに上海老津区
と海老津区の整
備も始まり、昨
年度から増設工
事を行っている
浄化センターも
今年度末から稼



増設工事が進む浄化センター(糠塚区)

働開始予定です。

平成6年度水道事業会計予算(賛成多数可決)

本年度の水道事業全体を
表したものです。九千戸
に日量平均七千トンの給
水を行う予定で、収益的
収入は四億四千八百九十
一万円、収益的支出は四
億二千五百三十三万円。資
本的収入は九千二百万円、
資本的支出は一億七千五
百七十三万円計上されま
した。

道路線の認定、変更及び廃止について(可決)

二十七路線を町道認定し、
七路線を廃止しました。

公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について(可決)

浄化センターの施設増設
工事契約が、単価の見直
して減額となりました。

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(継続審査)

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(継続審査)

教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(継続審査)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(適任と決定)

人権擁護委員に花田 健
氏を推薦することについ
て、適任と決定しました。

平成5年度特定地域開発就労事業本村く岸元線道路改良工事請負契約変更に関する専決処分報告について

平成5年度産炭地域開発就労事業総合ふれあい公園内整備工事請負契約変更に関する専決処分報告について

海老津第一汚水幹線管渠築造工事請負契約変更に関する専決処分報告について

座礁船の処理に関する意見書(可決)

請願・陳情

本定例会に提出された請願は二件、陳情は一件、継続審査となっていた陳情五件を合わせ合計八件が審議され、請願は採択と継続審査に、陳情は採択四件、不

採択一件、継続審査一件という結果になりました。採択された請願や陳情に関する意見書も可決され、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付されました。

地方バス生活路線運行維持補助制度の改善・継続を求める請願 (採択)

精神障害者共同作業所への補助金に関する陳情(採択)

診療報酬の引き上げを国に求める意見書に関する陳情 (採択)

農水省の「新政策」による各自治体の農業振興計画の作成にあたり、地域の実情にあった家族経営の振興を主軸にした計画の作成についての陳情書 (不採択)

福祉の里建設に関する陳情書 (採択)

「日本農業振興政策早期実現に関する意見書」の提出についての陳情書 (賛成多数採択)

定住外国人に対する地方選挙への参政権に関する請願書 (継続審査)

陳情書(ゴルフ場建設に伴う災害の防止について) (継続審査)

臨時会

平成6年第一回臨時会

平成6年第一回臨時会は1月18日から20日まで開催され、町長から職員への給与条例改正など九議案の提案と一件の報告があり、すべて可決しました。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (可決)

単純な勤務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (可決)

二件とも職員の給与の改正で、国に準じたものです。

平成5年度一般会計補正予算(第5号)(賛成多数可決)

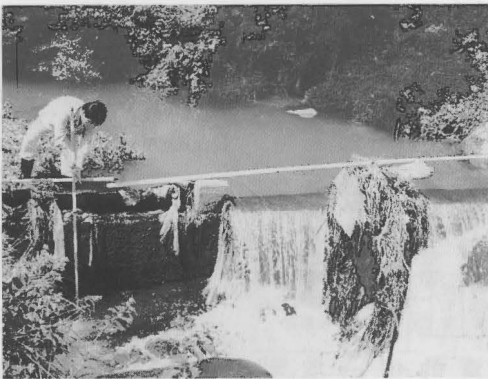
交付税や町有地の売却などによる歳入増、基金積立や給与改正などの歳出増でそれぞれ七千七百十万円が増額となり、予算総額は六十九億九千四百五十一万円となりました。

平成5年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (可決)

歳入歳出ともに七十七万円が増額されました。

平成5年度老人保健事業特別会計補正予算(第2号) (可決)

歳入歳出ともに六十万円が減額されました。



戸切の男石1号井の現況

平成5年度公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) (可決)

歳入歳出ともに百十万円が増額されました。

平成5年度水道事業会計補正予算(第3号) (可決)

収益的支出が二百四十八万円減額されました。

町有地の処分について (賛成多数可決)

大字野間から高倉にかけての山林二万六千平方メートルが採石用地として売却されました。

土地改良事業の施行について (可決)

戸切の男石地区でかんがい排水事業が行われます。

中山地内(その3)管渠築造工事請負契約変更に関する専決処分の報告について

平成6年第二回臨時会 平成6年第二回臨時会は4月18日に開催され、町長から土地開発公社役員

の任命など四議案の提案と一件の報告があり、すべて可決しました。

土地開発公社役員に任命について (承認)

職員の退職や異動にともなう理事の任命です。

専決処分の承認を求めることについて (税条例の一部を改正する条例) (承認)

地方税法の改正によるもので、減税も行われます。

専決処分の承認を求めることについて (平成5年度一般会計補正予算(第7号)) (承認)

国庫補助金や特別交付税の確定による予算の補正です。歳入歳出ともに五千五百万円の増額となり、予算

総額は、六十九億五千八百八十四万円となりました。

平成6年度特定地域開発就労事業本村く岸元線道路改良工事請負契約について (可決)

新行政区の編成について 新行政区として松ヶ台西

ができました。

区 の 名 称		
中西部 (15区)	東部第一 (16区)	東部第二 (18区)
湯川・波津・原・手野・内浦・新松原・三吉・三吉団地・吉木・塚原・高塚・元松原・西黒山・高倉・上高倉	東海老津・新海老津・海老津・上畑・野間一・野間二・野間三・野間四・南山田・茅原・高尾・旭西・旭中・旭東・旭南・松ヶ台西	東黒山・糠塚・山田・西山田・東山田・東松原・緑ヶ丘・高陽・戸切・戸切百合野・戸切白谷・上海老津・百合ヶ丘・鍋田・西高陽・南高陽・東高陽・山田峠

一般質問

竹内 和男 議員

公園の整備状況はどうなっているか

質問 地域社会の中では、教育施設であり、遊び場であり、成長の空間でもある児童公園の管理運営方法や今後の整備計画はどうな



公園は子供たちのコミュニケーションの場

園の名称表示は、年次計画により進める予定だが、樹木の名称表示については、現在やっている四か所以外に今のところ予定はない。

答弁 現在公園の遊具などの破損状況を調べており、年度内で保守を完了する。

質問 現在公園の遊具などの破損状況を調べており、年度内で保守を完了する。

質問 老人福祉計画における福祉サービスの水準目標は

答弁 まず、平成11年までにボランティアを含むホームヘルパー二十人を確保し、月曜から土曜まで対応できるように体制をつくる。

質問 老人福祉計画の中で、福祉サービスの水準目標はどのようになっているのか。

答弁 まず、平成11年までにボランティアを含むホームヘルパー二十人を確保し、月曜から土曜まで対応できるように体制をつくる。

質問 ボランティアも福祉バスを利用することができ

が出たそうだが。

答弁 従来は3年から5年に一度砂を入れ換えていた。昨年開始している大腸菌の調査をもう一度6月に実施し対策を考えたい。

また、原因となるペットを公園に入れないよう啓発活動を行っていきたい。

また、原因となるペットを公園に入れないよう啓発活動を行っていきたい。

るのか。

答弁 福祉バスは高齢者を対象の中心とした制度だ。ボランティアに対しては、自主的活動の支援という観点から対策を考えていく。

自主的活動の支援という観点から対策を考えていく。

下水道事業の進捗状況はどうなっているのか

質問 平成5年度末までの下水道の利用状況は。また、利用者の声をどうとらえているか。

答弁 四千五百五十世帯、四五・四パーセントの住民が利用しており、「汚水が側溝に流れることもなくなり、家庭のトイレもずいぶん清潔になった」などの声を聞いている。

質問 事業を展開していく中で発生した問題点は。

答弁 狭い道路を深く掘ることになるので交通の支障や家屋などの被害が生じた。

質問 町の責任で復旧した

ということは、工事設計にミスがあったということか。

答弁 限られた予算の範囲内では、設計段階での地質調査に限界がある。

質問 町民のための事業を進めていく中で、町に不満や不信が生じることがないよう努力してもらいたい。

次に、工事の際に土砂の捨て場所や資材置場の提供をしてくれた協力者へ十分な対応をしているか。

答弁 本来は業者と地権者の問題であるが、工事終了後の整理まで目を通し指導をしていく。

質問 上畑、上高倉、戸切百合野、海老津の半分や新松原などの西部地区は、下水道の計画地域外となっているが、このような地域の対策はどうなっているか。

答弁 西部地区は平成9年、波津は平成11年から12年をめどに、集落排水事業として取り組んでいく予定だ。

質問 上水道が整備されていない地区は公共下水道からも排除されている。以前に設置を検討するとの回答もあり、町長は「住



上畑地区は上・下水道が未整備です

民一人ひとりが豊かさを実感できる諸施策を進める」と言っているが、それには上水道の設置が入っているか。

答弁 全町水道が引ければ良いがこれを実行すると水道料金にも影響が出てくる。未給水地区からの要望はあっていないようだ。

質問 水道事業の基本は「公共の福祉を増進する」とあり、自治法は「住民は町の役務を等しく受ける権利を有する」とある。この点から未給水地区をどう考えるか。

答弁 住民から要望があれば



着実にひとづくりが進んでいます

ば、設置について考えなければならぬ。

竹井 和明 議員

国内留学制度への対応と将来計画について聞く

質問 国内留学は、児童の情操の育成や社会教育の面

しているのか。

答弁 この留学に参加した

小、中学生の保護者から、子供がひとまわり成長し態度や言葉づかいなども非常に良くなったとの感想をいただいている。

質問 この制度によって、ふるさとづくりに対する新たな意識が生まれたか。

また、町と町の間にはどんな交流効果があったのか。

答弁 環境の違う町で生活することで、子供たちが岡垣の良さを感じ、愛町精神が生まれているようだ。

町の間には里親的な交流が生まれつつあり、関係者が長野県あるいは真田町の距離を遠く感じなくなってきたようだ。

質問 将来、姉妹都市の締結を行う考えはないか。

答弁 真田町だけでなく、視野を広めて岡垣にふさわしい町を研究してみたい。

国際交流への取り組みについて説明を求め

質問 町は、国際化に対応できる体制が整っているか。

答弁 行政内部に国際交流連絡会議を設け、総合的な交流事業に取り組む。

質問 国際交流の拠点づくりはどうなっているのか。

答弁 国際交流センターを設置し、情報の提供を行う。

質問 国際交流員を招致する目的や期待する効果とは。

答弁 交流員には、職員への語学指導や翻訳、民間の交流事業への助言や国際会議での広報活動などに従事してもらい、町民の国際感覚を養うことができればと考えている。

質問 交流員を地域づくりや文化的イベントに参加させる際の位置づけは。

答弁 地域振興課の非常勤特別職員と位置づけて、

行政や各種団体の行事へ積極的に参加してもらう。

質問 将来に向けての国際姉妹都市構想があるのか。

答弁 将来的には、機会があれば検討したい。

細川 光利 議員

文化財史料館の建設についてたずねる

質問 この件は、すでに平



遺物は、展示される日を待っているようです

成3年12月議会で一般質問を行っている。

町長は、首脳会議や課長会議で財政などを勘案し取り組んでいくと答弁しているが、その後の経過はどうなっているのか。

答弁 建設費が五億円はかかるということで、結論が出ていない。

質問 埋蔵文化財の発掘調査が行われているが、発掘件数や出土遺物の数、保存状態はどうなっているのか。

答弁 十か所の発掘で、二万五千点の貴重な遺物が出土しており、プレハブの整理室に保存している。

質問 文化財保護法第三条、第四条には「文化財は我が国の歴史、文化などを理解するため欠くことのできないものであり、且つ将来の文化の向上、発展の基礎をなす・・・公共のために大切に保存し、できるだけ公開して文化的活用を努めなければならない」となっているが。

答弁 言われるとおりだ。

質問 小学校では、前原市などの資料館を、社会見学

で訪れていると思うが。

答弁 そのとおりである。

質問 社会教育行政の分野では、以前から資料館建設が課題になっていた。

答弁 財政的に無理なら、資料館建設基金条例を制定し、基金の積立をするべきだと思うがどうか。

答弁 財政担当と協議して取り組んでいく。

生涯学習推進体制について

質問 この件も平成4年9月議会で一般質問を行って、行政内部での検討はどうか。

答弁 現在も検討中である。

質問 1年以上も経過しているのに推進体制ができていないのはなぜか。

答弁 平成5年度には、ほかの問題が発生したため、十分な協議ができなかった。

質問 「まちづくり、ひとづくり」を本気で考えているなら、早急に推進体制をつくるべきだが。

答弁 平成6年度中に体制をつくる。

久保田 秀昭 議員

入札制度の改革について

質問 町議会も昨年の12月定例会で、ゼネコン疑惑徹底究明の意見書を内閣総理大臣あてに出している。

答弁 私は、一連の事件を対岸の火とするのではなく、生きた問題提起として、町の入札制度改善に生かすことが大切だと考えるがどうか。

答弁 会議の冒頭に報告したように、建設工事の入札、契約事務の一層の透明化、公正化をはかるため、4月1日から三点の改善を行いたいと考えている。

質問 これから町では、とても大きな建設工事が予定されている。

答弁 そこで、ゼネコン事件についての経過をまとめ、教訓化することが大切だと思うが、どのように教訓として生かし、何に問題があったと考えているか。

質問 国、県などの公共施設の入札や指名には、新聞紙上で見る限り数多くのゼ

ネコン疑惑が発生している。今後、大規模な工事については、特に慎重に取り組みたいと考えている。

一切受けていない。

平山 弘 議員

福祉の充実について

質問 高齢者・障害者・児童・母子(父子)家庭の福祉の充実向上は、行政の重要な仕事である。

答弁 対象者に福祉情報を提供して、積極的に制度を利用してもらうよう行政をすすめていただきたい。

質問 特別養護老人ホームの新、増設に前向きに取り組むことを求める。

答弁 施設福祉に対する住民の期待も増大している。老人保健福祉計画に掲げる増床に向け、国や県に強く要望していく。

質問 国民健康保険は国民皆保険制度を支える重要な社会保障制度である。

質問 問題は、国保税が高くて加入者の負担能力の限界にきている点だ。国は国庫補助を削減するなど責任を果たしていない。

答弁 町で可能な限りの財政努力を求めよう。

質問 国保会計は独立採算であり、相互扶助の精神で運営している。

用されない場合があり、介護者に多大な負担を招いていることがある。パンフレットの全戸配布などで情報の提供に努めているが、さらに積極的に取り組んでいきたい。

国民健康保険税の軽減について

質問 国民健康保険は国民皆保険制度を支える重要な社会保障制度である。

問題 問題は、国保税が高くて加入者の負担能力の限界にきている点だ。国は国庫補助を削減するなど責任を果たしていない。

町 町で可能な限りの財政努力を求めよう。

答弁 国保会計は独立採算であり、相互扶助の精神で運営している。

質問 国保税が高いと言われるのは実情だが、それは医療費がかさむからだ。今でも四千五百万円を一般会計から援助している。

質問 この不況の中で、国保税が二パーセントも上がれば、耐え難い負担となることは明らかである。

一般 一般会計からの繰り入れをもっと増やして、国保税を軽減していただきたい。

答弁 この問題は慎重に考える必要がある。ここで繰り入れることを確約するこ



あなたは、いくつ見たことがありますか？

とはできない。

ゴルフ場建設の中止について

質問 町民は、恵まれた自然とおいしい地下水を大切に願っている。

広大な自然を破壊し、農業などで環境を破壊するゴルフ場建設は、中止すべきではないか。

答弁 対策と措置を十分に講じた推進を考えている。

業者からの書類が整えば県への対応をやっていく。整わなければ景気の動向を考慮した判断が必要だ。

業者からの電話で、ゴルフ場完工には責任を持つとの回答があった。

質問 県のゴルフ場開発の規制が、自然環境を保全する立場から強化される。

八千五百人の反対署名もあり、二〇パーセント弱の地権者も不同意である。

住民の合意もないゴルフ場の建設は、中止すべきである。

谷口 佐賀雄 議員

おかがき福祉の里建設についてたずねる

質問 建設のスケジュールを説明していただきたい。

答弁 基本設計を平成5年度で終了しており、実施設計と埋蔵文化財の調査を6年度に予定している。

造成工事を7年度で完了し、8年度には福祉センターやふれあい創作館の建設を行う。そして、9年度には、施設の一部運用を開始するとともに屋内スポーツセンターの建設に入る予定

である。

最終的には、平成10年度から全施設の運用を行う計画である。

質問 施設の概要を説明していただきたい。

答弁 敷地面積が四万五千平方メートルに福祉センター、屋内スポーツ広場、生きた農園、ふれあい創作館などを配置する。

質問 財政の見通しはどのようなになっているのか。

答弁 建設は、国の地域福祉推進特別対策事業で進める計画である。

財源は、地域総合整備事業債と一般財源を予定して

おり、駐車場などを除く事業費の七五パーセントは起債の対象となる。

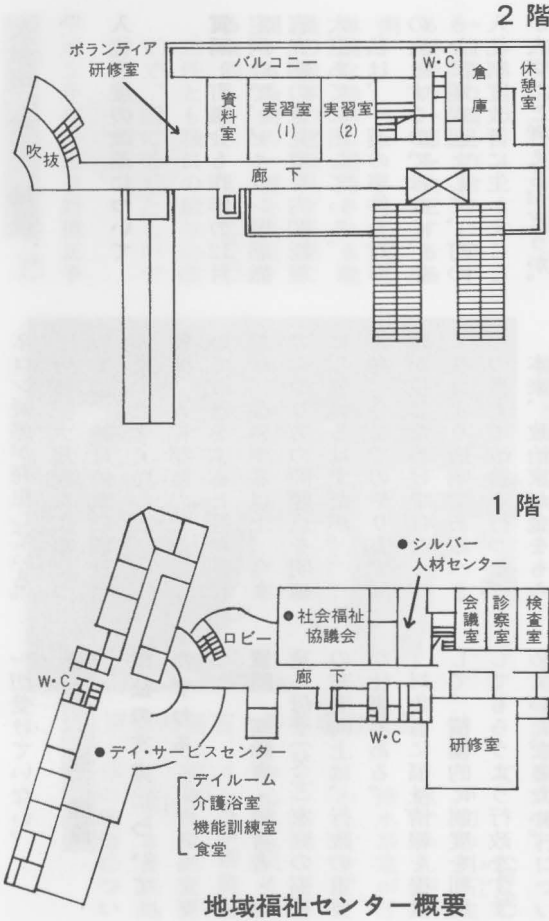
起債の償還については、元利償還金の三〇から五五パーセントが普通交付税で措置される。

質問 施設の利用者の範囲をどう考えているのか。

答弁 利用者としては、要介護老人や障害者をはじめ、乳幼児から高齢者まで住民全体を対象としている。

質問 建設後の維持管理についての計画は。

答弁 社会福祉協議会に管理運営を委託する予定だ。



地域福祉センター概要

委員会だより

総務常任委員会

議案の多さに身も引き締まる思いです

第一回定例会は、3月の7日から19日間開催されましたが、そのうち総務常任委員会に付託された議案の数は、条例の改正が八件、予算関係が二件、請願が二件と合わせて十二件の議案を審査したわけですが、その中でも、平成6年度予算の審査は大変時間を要することになりました。

なぜなら、これによってこの一年間の町の事業がほぼ決まってしまうため、審査する委員の熱の入れようがすごいのです。

しかも、予算については、総務委員だけでなく、連合審査会という議員全員参加の会議で審査するものから、質問だけでも大変な

時間がかかるのです。

ほかの議案も精力的に審査を行い、最終的には十二件中八件を可決あるいは採択し、四件を次の定例会まで継続審査することになりました。

今後も任期が終わるまでは、委員全員が疲れなど忘れるつもりで、力の入った審査を続けていく決意です。



今後も精力的に審議を続けます。

文教厚生常任委員会

3月10日の委員会の中で、利用者の増加に対応し、回数券の自動販売機が設置された武道館と物的事業終結に向けて進む環境整備事業の実際を、担当委員会の目で確かめるために現地視察を行いました。

に対する意識の向上から、武道館の利用者が年間八千八百人にも達しています。これに対応して、平成5年度では、トレーニング設備の増設や施設利用券の自動販売機の設置が行われました。今後より一層の充実が期待されます。

利用者の増加が著しい
トレーニング室

社会スポーツや健康対策



健康づくりにはげむ人が今増えています



物的事業終結に向けた取り組みが進んでいます

物的事業終結に向けて

現地では、地元から出ている要望がどれくらい実現されているのか、また、残されている最大の問題である生活道路が、どのように設置されるのかなどを担当者の説明を受けながら一つひとつ確認していきました。

地域改善対策の物的事業を1日も早く終結させ、同問題解決の基盤を作らなければなりません。文教委員会は、六号の中で報告した先進地の行政視察や五号で特集した「人権尊重のまちづくりに関する決議」など、地域・町づくりを進める委員会活動を全力投球で行います。

議会運営委員会

初めての行政視察

私たちは、自治法の改正により議会運営委員会が条例化されたのを機に、初の行政視察を年度末の3月30日に行いました。

研修目的は、他県の町の研修会の実態を知ることです。研修先は香川県多度津町

で、人口は二万四千人と岡垣町より五人ほど少ない、しかし財政的にはかなり豊かな町です。

議員の数は二十二名と岡垣町に比べて四人多いものの、委員会構成などはほぼ同じです。

ところが、驚いたことに、定例会の開催日数が一週間から10日

とこちらの半分程しか要していないのです。

それは、ベテランで運営に詳しい議員がいるとか、各自が議案に対する問題点を充分絞り込んでいるなど環境と努力が幾つも重なった結果のようでした。

私たちも、より充実した審議を短期間で行えるよう、議会運営に努力します。



研修の成果を今後の議会運営に生かしています

控室

新人町職員の紹介

今年の4月から採用となったニューフェイス六人の紹介が、第二回臨時会の中で行われました。少し緊張気味に立

っている彼らを見てみると、とても新鮮な、そしていかにも春だなあという印象を受けました。

行政マンとしての今後の活躍を期待して、私たち十八人は、拍手で熱いエールを送りました。



期待のニューフェイスたちです

永年の貢献に対し町から表彰されました。



町長から表彰を受ける細川議員

同じく臨時会では、議員活動が25年目を迎えた細川光利議員の、永年に亘る町への貢献をたたえ、町長から表彰状の授与が行われました。

職員が替わりました

岡垣村から町になって30年あまり、そのうちの大部分を議員として町民福祉のために捧げてこられた巧績に対する表彰は、議会全体の誇りです。



村上書記

松岡書記

4月の人事異動で、

松岡書記が福祉課へ異動し、後任

に農林水産課から村上書記がやってきました。

やっと親しくなれたのにと、早く

思いと、早く議会事務局の

の仕事に慣れてほしい

という気持ちでみなさんにお知らせします。

光陰矢の如しとか。月日の経つのは早いもので、編集後記の担当も二回目となりました。

つらつら世間の様を見てみまると、国会ではすつたもんだの末にようやく政治改革法が成立しました。しかし、国民の今の関心は、米は大丈夫だろうか、生活の安定はいつまで続くのかなどさまざま不安についてはないでしょうか。

個人の欲望は無限であり、常に自由を望み、束縛を嫌う一方、社会は平等を旨とし秩序を保とうとします。個人と全体の調和、個人の幸福と社会の繁栄をどう一致させることができるか。そこに政治の妙ありとと思うのであります。

(谷口)

編集委員

- 委員長 古家崎康彦
 - 副委員長 谷口佐賀雄
 - 委員 松原 兼夫
 - 委員 細川 光利
 - 委員 勢屋 康一
- 編集委員会では、「議会だより」についてのご意見、ご感想を募集しています。

シリーズ

用語解説

継続審査

会議に付議された事件について、付託(議案を議会の議決に先だつて詳しく検討を加えるために、所管の委員会に対し審査を委託すること)された委員会が会期中に結論を出すことができず、議決により閉会中に引き続き審査を行うことを意味します。

議会は、会期ごとに独立した存在と考えられ、会期を基本として、その会期中に限り活動をする事ができます。したがって、付議された事件は、その期間に限り審査の対象となります。このため、会期中に議決に至らなかった事件は、すべて会期終了とともに審議未了で廃案となってしまう。

質、背景となつてきている事情の変化、政治的配慮などから、その会期中には結論が出ず、しかも、会期を延長してまでも結論を出す緊急性もないような場合があります。そのような場合、例外的に継続して審査することを認めることが実情に沿い、能率などの面で適当と考えられます。

閉会中の審査を行う特定事件として議決することによって廃案とならず、また、再提出をせずに審査を続けられることとなります。

一方、委員会が所管事項の調査研究を閉会中に行うことを継続調査といえます。

これも継続審査と同様に議会の議決を得なければ活動できません。

しかし、審議する事件の中には、事件自体の性質から、審議する事件